



府食第161号

平成19年2月20日

食品安全委員会委員長 見上 彪 殿

企画専門調査会座長 富永 祐民

平成19年度食品安全委員会運営計画（案）について

標記について、本年2月13日に開催した企画専門調査会第19回会合
において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告します。

企画専門調査会における審議状況について

1. 審議状況

「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成18年12月14日食品安全委員会決定）」に基づき、第19回企画専門調査会において「平成19年度食品安全委員会運営計画（素案）」について審議した結果、「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」がとりまとめられた。

また、「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」については、幅広く国民に意見を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. 「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」についての意見の募集について

1) 募集期間

平成19年2月22日（木）開催の食品安全委員会（第179回会合）終了後、平成19年3月23日（金）までの30日間。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見への対応

いただいた意見をとりまとめ、企画専門調査会の座長の指示のもと、再度「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」をとりまとめ、食品安全委員会に報告する。

＜審議の経緯＞

平成19年2月13日 第19回企画専門調査会
平成19年2月20日 企画専門調査会座長から食品安全委員会へ報告
平成19年2月22日 国民からの意見募集
～3月23日

＜食品安全委員会委員＞

委員長 見上 彪
委員長代理 小泉 直子
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
本間 清一

＜食品安全委員会企画専門調査会専門委員＞

座 長 富永 祐民
座長代理 福士 千恵子
内田 健夫
飯島 康典
市川 まりこ
伊藤 正史
近藤 信雄
佐々木 珠美
澤田 純一
鋤柄 恵子
武見 ゆかり
西脇 徹
宮脇 真弓
山根 香織
山本 宏樹
渡邊 治雄

平成19年度食品安全委員会運営計画（案）

平成19年2月

食品安全委員会 企画専門調査会

目 次

第 1	平成 19 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	1
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2	平成 18 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 20 年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成 18 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 19 年 5～6 月ごろ)	
②	平成 20 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 20 年 1～3 月ごろ)	
第 3	食品健康影響評価の実施	3
1	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
2	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
3	現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	5
1	意見交換会等の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	7
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	7
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	8

第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成19年度においては、特に、次の事項を重点的に推進していくこととする。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行う。
 - ・ 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行う。
 - ・ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進する。
 - ・ 平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーターの育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施する。
 - ・ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行う。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。
 - ・ 欧州食品安全機関（EFSA）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することにより、リスク評価における国際協調を推進する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、

緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画（平成18年3月30日委員会決定）のフォローアップ、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成19年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ）
- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営計画の審議（平成20年1～2月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年3月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された、部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、引き続き体制を強化するとともに、案件によっては審議プロセスの簡素化等により審議の円滑化を目指す。

2 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成19年5～6月ごろ）

平成18年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成20年度食品安全委員会運営計画の作成（平成20年1～3月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、平成17年度に着手した「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」及び平成18年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討し、平成19年度中の策定に努める。また、新たに、これまでに評価終了品目の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手する。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等を企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

なお、緊急・特段の評価案件については、適宜、委員会において対応する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促

進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

既に、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関しては、17年度に策定した「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」に基づき、平成18年度に絞り込んだ4案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）の中から、優先度を決めた上で、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会において審議を進める。

同じく、委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、プリオン専門調査会において評価の準備段階として情報収集による現状把握をし、評価の進め方や必要項目について審議を進める。

3 現在、リスク管理機関から食品影響評価を求められている案件の実施

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

特に平成18年から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

平成18年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、19年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

なお、清涼飲料水及びポジティブリスト制度導入に係る暫定基準等の評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成19年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、19年9月ごろ及び20年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況につい

て、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を推進する。

また、本研究の一層効率的かつ効果的な実施を図るため、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努める。

さらに平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成18年11月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、19年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

委員会が行う意見交換会においては、食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件について開催するとともに、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物や農薬を題材に東京、大阪以外の都市でも開催し、また、地域の指導者育成講座を活用して内容、対象を絞って開催する。

このほか、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

食品安全委員会が行うリスク評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、より一層国民の理解を得るため、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努める。

リスクコミュニケーションへの参加者の裾野を広げ、また、食育の推進にも資する観点から、18年度に引き続き「地域の指導者育成講座」を実施するとともに、新たに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の

意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するための講座を実施する。また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。この中で、食品安全モニターの任期を2年に延長（1年毎に半数改選）する等により、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図る。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成19年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実やメールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、より積極的な情報提供を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。また、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図る。

なお、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報について、わかりやすくホームページで公開することにより積極的な活用を図るとともに、関係機関に対してこれらの情報を提供し共有する。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急時を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討・見直しを行うとともに、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

この他、緊急時対応専門調査会において、緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ要綱等の見直し及び緊急時対応体制の強化・整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会が、国内外の食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集、整理及び活用し、リスク管理機関等との情報の共有・連携体制を確立するため、平成16年度から18年度までの3年計画により、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を整備した。システムに登録されている情報のうち、一般に公開できるものについては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じ広く国民に提供する。

平成19年度においては、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について

関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行う。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（O I E）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S Aなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実により広く国際機関や外国機関等に発信・情報交換することでリスク評価における国際協調を推進する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う調査として、状況に応じ機動的に課題を選定しつつ食品安全確保総合調査を実施する。平成19年度に実施する課題については、6月ごろまでに選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定することとしている。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。